

平成25年3月29日
雇児発0329第24号
社援発0329第56号
老 発0329第28号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)が平成24年4月から施行されたこと等により、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。